

平成25年度第1回印西市市民参加推進委員会会議録

- 1 開催日時 平成25年7月5日（金）
午前10時00分から午前11時55分まで
- 2 開催場所 印西市役所 会議棟204会議室
- 3 出席者 前田伸彌委員、福川裕一委員、好川八重子委員、三島木和香子委員、
篠田吉範委員、吉田淳子委員、浅野敏一委員、大森富男委員、
小山健治委員
- 4 欠席者 林順子委員
- 5 事務局 堀江企画政策課長、富澤主査、中野主査補、小林主任主事
- 6 傍聴者 なし
- 7 議事 (1) 平成24年度印西市市民参加実施結果の報告について
(2) 平成25年度市民参加手続の実施予定について
(3) その他
- 8 議事録 (要点)

事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成25年度第1回印西市市民参加推進委員会を開催いたします。

委員各位におかれましては、本日もご多忙の中、本会議にご出席頂きまして、ありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、5点ほど報告させていただきます。

まず1点目、委員の出席についてでございますが、林委員から本日所用により、欠席される旨の連絡がございました。よって本日の出席委員は9名で、半数以上の出席がございましたので、会議が成立しますことをご報告いたします。

次に2点目、会議は印西市市民参加条例第11条第1項の規定により公開といたします。また、会議の傍聴につきましては、同条例施行規則第12条第3項の規定に基づき作成した傍聴要領のとおりといたします。

次に3点目、会議録への署名、会議の録音についてでございますが、今回の会議につきましては、篠田委員にお願いいたします。また、会議録を作成する関係上、会議につきましては録音させていただきます。

次に4点目、委員の変更についてでございますが、3号委員であった浅倉委員が4月の人事異動により異動となりましたので、本年度からは総務部の大森参事が新たに委員となりましたのでご報告いたします。

最後に、事務局におきましても人事異動に伴い、担当職員が変更となっておりますので紹介をさせていただきます。

【事務局職員自己紹介】

事務局 それでは次第に従い議事に進ませて頂きます。福川会長に議長をお願いいたします。

議長 それでは、会議次第の議題（１）平成２４年度印西市市民参加実施結果の報告について事務局の説明を求めます。

【事務局より議事（１）について説明】

議長 事務局からの説明について、ご質問若しくはご意見がありましたらお願いします。

委員 昨年の実績からこういう変化があったという点が知りたい。一覧表を見ると、市民意見公募を何件かやっているのに参加数０が多い、民間では考えられません、意見がなければ再度他の方法を考えて意見を聴取します。例えば、３６番の条例ですが、今健康づくりがとても必要なのに、０ということにがっかりしました。そういう意見を伝えて欲しいと思います。

議長 他にいかがですか。

委員 実施状況の中に目的達成度と理由で評価していますが、誰が評価しているのですか。

事務局 担当課で評価しております。

委員 企画政策課の方で、評価基準であるとか、意見を言っているのですか。

事務局 特に評価基準を示してはおりません。今回の意見を踏まえてある程度の評価基準を示していければと考えています。

委員 是非評価基準を作って頂きたいと思います。評価として納得できるところは７番、パブリックコメントで頂いた意見を基に案を一部修正出来たとあります、これはパブリックコメントの理想的な形です。

それから１７番、パブリックコメントを行い、提出件数０件、評価は達成できなかった、これもとてもいい評価だと思います。

これに対して、３０、３６番は０件で達成出来たとあります。市民の意見を求めるのに、０件で問題はあがるが達成出来た、条例の周知に役立ったというのはどうかと思います。企画政策課は市民参加条例所管部署として改善すべき点

を指摘、指導できると思います。評価は常識の範囲内で評価して欲しいです。また、パブリックコメントが16件、その中で意見が0から1人が12件。9万人の市民が1人しか意見を言わないことも異常な気がします。

事務局 昨年度は地域主権改革一括法に絡む条例の制定が多数あり、市民生活に直接はなじまない内容であったということも関係していると考えます。

一括法絡みで条例を制定する際は、十分内容を検討したうえで、市民参加を求めるべきか判断するようにと企画政策課からアナウンスをしておりました。

担当課の方で、市民の方々の生活に直接はなじまない内容であっても、市民意見等を反映させる余地が少しでもあると判断し、市民意見公募を行ったということも原因にあるかと考えます。

今回の中には市ホームページのみでの周知というものもありますので、今後市民参加手続を取る際は、市民に分かりやすい周知と掲載内容にするとともに、余裕のある手続スケジュールを組む努力を担当課の方に働きかけていきたいと考えます。

委員 40番の小林駅舎の整備事業の周知募集の方法で、前回出席者にはダイレクトメールを送っています。担当者が市民の意見を聞こうとしている努力を感じます。

例えば某市では、重要な案件は広報の臨時増刊号をはがき付きで出し、その葉書を使えば切手も貼らずに意見が出せるといった工夫をされていて感心しました。時間的な制約もあるかとは思いますが、是非努力して頂きたいと思います。

議長 他に意見はありませんか。

委員 確かに意見が少ないですね、これを見て意見が0だった事に対して、具体的に何か変わったことはありますか。

事務局 3月中旬に行いました職員研修会において、意見公募等の市民参加手続を取る際は周知の方法や掲載内容、手続スケジュールについて十分検討するよう働きかけをいたしました。今後も職員研修会等で職員に対して意識付けをしていきたいと考えております。

委員 参加者0で十分に達成出来たというのはどうかと思います。もっと周知方法を考えるべきだと思います。

委員 企画サイドではホームページでのカバー率はどのくらいなのか。

事務局 ホームページへのアクセス数については把握してはおりませんが、ホームページのシステム更新を今後予定しておりますので、市民参加に関する情報を一元化するなど、アクセスしやすいように見直しを行っていきたいと考えております。

議長 現在はバラバラに表示されるのですか。

事務局 事案個々に表示されるため、アクセスしづらい点はあると思います。

委員 平成24年度12月15日号の広報いんざいで介護保険に係る条例（素案）のパブリックコメントを求めている記事があります。

素案が出来たからホームページ、公民館、図書館等で見え意見を下さいとありますが、見に行くのに努力を要しますし、ホームページも探すのが結構大変です。提案ですが、市民の目にしやすい広報いんざいで、パブリックコメントを求めると同時に、印西市の主旨、改訂したい内容を載せていれば意見しやすいと思うのです。印西市の考え、主旨がイメージできれば、反対賛成という意見も出しやすいので、是非その辺工夫して頂ければと思います。

事務局 今、〇〇委員からあったように、見せ方でかなり変わってくると思います。周知する中でホームページ、広報紙が主になると思いますので、如何に市民の方々の注意を引き、見て頂ける様に見せ方の工夫をしていく必要があると思います。ホームページのリニューアルという話もあるので、トップページに市民意見公募やっていますというように、直ぐに目につく形に、広報紙と合わせて工夫してできればと思っております。

委員 ホームページにアクセスする方は10%以下ですね。

事務局 どれくらいかは把握してはおりませんが、ホームページは基本的には自分からアクセスしないと見ることがありませんので。

委員 広報いんざいをメインに考えて頂きたい。全てを同じウエイトで扱う必要はないと思います。メインのものは広報いんざいでアナウンス（周知）をして頂き、印西市の考え方を載せれば、市民参加の度合いが高まるのではないかと感じます。

議長 他にいかがですか。

委員 自分の身近な事でないに関心がない方が多くいるので、内容によって自治会に周知をし、意見があったように、臨時広報等の裏に意見を書いてそのまま出せるようにすれば、意見を出す方もいるのではないかと感じました。

議長 小林駅舎とかは周囲に関心を持つ人が多いですから、それに比べて一括法絡みの44番は意見の出しようがないというのも意見の一つです。意見を書くにもハードルが高いですね。昨年との比較についてですが、件数の比較はいつも出ますが、達成度の評価は面白いですね。

委員 資料の形は良くなってきていると思います。種類も増えて、それは評価できると思います。

議長 関心がないから（結果が）悪いとは言えないので、関心を持ってもらえるように工夫が必要です。意見が上がらないから意見がないのではなく、そこは率直に自己評価をして頂ければいいのではないかと思います。

議長 次に、議題（2）平成25年度市民参加手続の実施予定について事務局の説明を求めてから、議題（1）と合わせて委員の皆さんに話を聞くことにします。

【事務局より議事（2）について説明】

議長 事務局からの説明について、ご質問若しくはご意見がありましたらお願いします。

委員 はい、2番と5番ですが、アンケートを配布する対象者はどういう方ですか。

事務局 2番の市民満足度・重要度アンケート調査につきましては企画政策課が担当となっております。こちらは、総合計画の施策、取り組みにつきまして、市民ニーズを把握するために定期的の実施させて頂いているものです。市内全域20歳以上3,000名を対象に実施をしていく予定です。

議長 どうやって選ぶのですか。

事務局 基本的には住民基本台帳から無作為に抽出する予定です。

議長 何を目的にやるのですか。

事務局 行政評価として施策評価を基本的に2年に1度行っておりまして、アンケートはその時期と連動させて実施しております。また、後期基本計画の策定に向けた資料としても用いることとなります。

議長 もう1つ、5番はどうですか。

事務局 5番は、健康増進計画並びに食育推進計画を作る前段で、市民の意向を確認するという事です。基本的には小学生、中学生、保護者に対して行う予定であると担当からは聞いています。

議長他に何かありますか。

委員 継続事業は25年度には無いのですか。

事務局 3番の男女共同参画プランの策定は昨年度から継続している事業です。

議長 1番は違うのですか。

事務局 1番は24年度に改訂した地域防災計画を周知するための説明会でございます。計画策定は終了しています。

議長 4番の都市再生特別措置法に規定する協定倉庫とは何ですか。

事務局 簡単にいいますと、大規模地震等に備えた協定倉庫に対する税率を、自治体が条例で定められることになったものです。

委員 私を初め、市民の方々の関心事として、焼却場の問題があると思いますが、これは市民参加の対象にならないのですか。市民の意見を求めるということはないのですか。環境基本計画を今年作りましたよね。この計画の中に入っているのですか、それともまちづくり計画に入っているのですか。それについて意見を求めるということはないのですか。

事務局 クリーンセンターの建替えの関係については、昨年度この委員会の中でも話があり、この件については市民参加を求める案件ではないという話になったと記憶しております。その理由はクリーンセンター自体、ごみの焼却については

白井市、印西市、栄町で組織しております環境整備事業組合の方で行っており、市の事業から切り離されております。市の事業と考える方もいるかも知れませんが、自治法上で認められている一部事務組合の事業でございます。ですので印西市の市民参加条例をそのまま運用することは難しいと考えます。

なお、組合の方で、用地の選定に向けての検討委員会や、廃掃法に基づくごみ処理基本計画を策定するための検討委員会というものを設置しており、その中にも公募で委員になられている方もいます。会議も既に数回行われており傍聴もできますので、組合として市民参加手続が行われていると考えます。

委員 印西市の生活に大きくかかわる問題であり、なおかつ負担金が印西市に発生しますよね。

印西市として、意見を組合に表明する際の基になる意見について、是非市民の意見を求めて頂きたいということです。市民参加条例を所管する企画政策課から担当部署にそう申し入れをして頂きたいのです。

事務局 申し入れをすとなれば、組合の方に話を持っていくということもできるかと思えますし、組合自体でもある程度の案が固まってきた時点で、パブリックコメントのような手続きを実施するのではないかと考えます。その時に印西市民の方が意見を述べるということも可能と考えます。

委員 市民参加条例の中に印西市民の生活に大きく関わる事と、多くの予算を使うことには市民参加を求めなさいと条例の中に規定がありますよね。これはそれに該当するのではないですか。

議長 ○○委員がいう論理では、予算を使うことと、環境に影響があるという点で市のマスタープランや、環境基本計画に影響を及ぼすので、そういった意味で対象になるのではないかということです。

ごみ処理基本計画は印西市ではなくて一部事務組合という別の実施主体が行うもので、この場で議論する対象とはなりにくいということが前回のまとめでした。

委員 第5条の規定を素直に読むと対象になると思いますが。

議長 他の方でご意見ありませんか。

委員 第5条とか細かいことを言うと、対象になる、ならないということになって

くると思います。ただ実際に意見を求める時にどういう内容で意見を求めるのが私には分かりません。印西市だけで決定できることであれば、我々市民に意見を聞くということも1つ、もちろん印西市が関わることなので、そのことに対して印西市民がどう思っているか聞くということも方法だとは思いますが、どこの市もクリーンセンターが欲しいと言う人は誰もいないと思います。例えば関わっている白井市、印西市、栄町ですが、喜んでクリーンセンター引き受けますという住民はいないと思います。そういうものは別に行ってくれたらいいという意見になってしまうのではないですか、それを個々の行政がまとめて出したとしても、何の意味も無いのではないですか。私はそういう気がします。

事務局 市民参加条例の5条には市民等の生活に大きく影響を及ぼす（正しくは制度の導入改廃）とありますが、その前段には市の行政活動に関わるとあります。それでごみ処理につきましては、先程も言いました通り、一部事務組合という別の組織の事業となっておりますので、その辺については条例の対象外になると考えます。

委員 形ではなく、精神を言っているのです。市民参加の主旨から言って、非常に市民に経済的にも環境的にも影響が大きいプロジェクトです。法律の解釈とすれば別法人だから、我々印西市の職員にはタッチできないかも知れませんが。実際あの組合の中に議員は何人いるのですか。

事務局 組合議員は10人です。印西市からは5人です。

委員 印西市は半分占めているのですね。

議長 そしてもう一つ、設置に関する委員会は設置されているのですね。

事務局 そうです。用地の選定の検討委員会とごみ処理基本計画策定の検討委員会の2つの委員会が設置されております。組合としても出来るだけ管轄区域内の市民の意見を取り入れてやっていきたいということで、手続を行っていると理解しています。

委員 それでは、印西市の意見は印西市を経由して出されるのではなく、ダイレクトに出してくれということなのですか。印西市は意見が言えないのですか。

事務局 そういう訳ではないと考えます。

議長 印西市の意見を誰が決めるかと言えば、別に我々が決めるわけではなくて、印西市の意見を定める時に適切な市民参加手続が取られるかどうか分からないと、〇〇委員は意見している訳です。印西市の意見を定めるということからすれば、色々な立場から決めていくと思うのですが、基本的には議会。自治体の意思というのは議会が決め、行政が執行する訳ですが、その中で市民参加条例がどこまで絡むかよく分かりません。前回いろいろ議論したときのまとめではどうなっていたでしょうか。

委員 この委員会として、市に意見を述べるチャンスを作って頂きたい。そういう投げかけを私はしたいのです。

議長 以前に同じ意見を投げかけてその時は対象としなかった訳ですが、他の委員の方はどうでしょうか。まずそういう意見が出せるのか、ということがありますけれども。

委員 市民参加ということでは、いいモデルではないかと思います。

議長 私はこういう問題に対して、民主主義社会でそのような迷惑施設を市民がどこまで納得して作るかという仕掛けを作ることについては、この市民参加条例には荷が重いと思います。

委員 議長のお話を聞くとやはり、一部事務組合というのは法律に基づいて作られている自治体ですから、事業主体が環境整備事業組合であるからには、そちらがメインになって市民参加手続等と呼ばれて、それに対し市民が意見なり、提案提言をするのが本来の姿なのではないかなと思います。

なので、去年の委員会の中でもそういったところで落ち着いたのではと推察します、先程説明があったように、組合には議員もいる訳ですから、そういった市民の代表からの意見で最終的に決定されていくのだらうというふうに理解しており、印西市の市民参加推進委員会から直接意見を述べるというのはいかなものかと、少し違うのではないかなと私は思います。

委員 基本的には〇〇委員の言うとおりで。組合で印西市に意見を求める場面はある訳です、印西市の窓口の方は誰が意見するのか、その時市民の声を背負って意見して頂きたいということです。

議長 印西市の予算を決めるところに、市民参加は関与しておりましたか。

委員　いいえ、沢山お金を使う時には、市民の意見を求めなさいと条例に出ている訳ですよ。そのお金が適切だとかそういうことではなくて、要はしっかりと手続を行ってくださいということです。

事務局　市の施設を整備する際には5億以上のものは対象となっております。あくまで市の施設ということです。

委員　市の運営にあたって必要な施設ですよ。一部事務組合かも知れませんが。法律論で言うと〇〇委員の言う通りかもしれないですけど。私は市民として市民参加の主旨から言って、これは当然やるべきではないかと考えます。

議長　事務局は前回の議事録を確認しておいて頂けますか。

事務局　事務局としては、前回の委員会の中で、議長にまとめて頂いた考えで、今後進めて頂ければと考えております。

委員　出来れば決を取って頂きたい。委員会として、市に投げかけるのが適切かどうか。そういうのはそぐわないとか。

事務局　〇〇委員からもありました通り、法に基づいた一部事務組合がごみ処理を行っておりますが、全部門戸を閉めている訳ではございません。いくらでも意見が言える状況になっていると考えております。

議長　市民参加推進委員会の枠組みの中では荷が重いというか、はみ出している感じがします。この問題は、単純に決を取って決めるというより、状況を理性的に判断する必要があると思います。

委員　市民参加条例の第1条の目的、市の行政活動に関わる云々とある。行政活動の一環ですよ。

事務局　実際に負担金ということで、負担金の支出というような事務手続きはやってはおりますが、それが市の行政活動に当たるのかということになると、当らないということです。

他の行政機関の行う行政活動については、他の機関の条例で定めたものが適用される形になります。

議 長 市の行政活動にはならないと。

事 務 局 先程からお話しております通り、組合としては組合議会、構成自治体から議員が代表として出ておりますので、そこで色々な意見を述べる事が出来ますし、やっております。

委 員 それは分かります。ただ、なぜその時に意見を述べないのかということです。

議 長 出てくるとすると、市の行政活動の中で定めている、環境アセスメントとか、環境基本計画とかそういうものの中で、この施設が当然ながらどういう影響があるのかとか、扱われているかもしれませんが。

委 員 例えば印西市の人口予測を印西市が出すのですよ。その数字を基に一部事務組合が、どのくらいの能力にしなければならないのか。その手続きの最後は印西市の都市計画とかに関与してくるのですよ。

議 長 そうすると、印西市の都市計画のなかで、ごみ問題に関連しそうであれば意見を聞くという、そういう仕組みになりますね。例えば37番の印西市都市マスタープランにごみ焼却場の事が書いてあるかは分かりませんが、市民の生活に影響のあるものをなぜ、市のマスタープランで取り上げないのかということになりますね。そういう形で議論が進むとは思いますが。

こういうことですかね、ごみ焼却場の様な他の自治体の処理する問題であっても、例えばここに国の道路が通るとなったらどうなるのですか。これはまた、市の行政ではないから関係ないとなるのですか。

事 務 局 都市計画上の話といたしまして、例えば道路となりますと、国の都市計画決定というものが前提にあると思いますので、市の都市計画審議会なりで議論を行うことになると思います。

議 長 都市計画審議会の議論は市民参加推進委員会と関係ありませんね。

事 務 局 それは関係ありません。

議 長 当然ながらそういうことは市の都市マスタープランとか環境計画とかに出ているはずですよ。

はい、他の方ご意見ありますか。

委員 その件でなくていいでしょうか。自分たちが関係しているところなら意見があるのですが、私たちは、この会議資料で平成25年度の市民参加手続の実施予定を審議している訳ですよ。先ほどやりました健康福祉部で意見公募が0件について、健康福祉の担当課に意見として言ってくださいと言ったのですが、25年度の実施予定を見ましたら、それに対して市民の意向調査を配布して行うということで安心しました。

私たちがこういうものを見て、意見として言いますが、こういうことがメインだと思います。この予定に関しての意見ですが、7月ということなので、もう既に配布していると思いますが、意向調査5,500では少し少ないと思いますが、結果を楽しみにしています。

議長 焼却場の問題について私の見解を言わせて下さい。

まず、ここで議論した経過がありますので、その時の結果の確認を事務局に今後して頂くこと、それが1点。もし〇〇委員の意見にあることをやろうとすると、その時の結果を変えることとなります。それはそれで議論をすることになると思います。

仮に市長に申し入れるとすれば、市の行政の計画が我々の対象であるけれども、特に市民の生活に大きく影響が及ぶような国や一部事務組合の計画についても、市の計画の中で適切に関与して頂いて意見が言えるようにして欲しいと、それならば会の立場を崩してないと思うのですが、それもそうなるのかどうか、法務サイドと調べてみてくれますか。

この問題は繰り返し出てくるでしょうから、お願いします。

そういう意見が強く出たということは、市長への報告の中で、確実に伝えて頂きたいということで、〇〇委員よろしいですか。

【委員了承】

議長 予定5つということで昨年より少ないですけど、今後増えるのですか。昨年度は特別な事情があつて多いのですか。

予定してないからやらないということは無いのでしょうか。

事務局 はい、今回は24年度の一括法の関係で多く市民参加の手続を取りました。

予定については、現時点で分かっているものですので、また10月頃時期が進みますと行うものが増えてくるかと思えます。それはまた別途報告させて頂きたいと思えます。

- 議長 実施予定に関してはいかがでしょうか。また今後増えてくるとのことですか。
- 委員 この実施予定の段階で、既に見込み参加者数が2名だとか5名だとか、こういう数字で企画をしてよろしいものなののでしょうか。非常に疑問を感じます。民間が意見調査をする場合は、このような形はあり得ないはずで。これをこのまままかり通していいのですか、少し疑問を覚えます。例えば、男女共同参画プランの施策の内容でもともと2名を見込み参加者数としている根拠はあるのか、どういう意見を求めるのか、どういう人を対象に、どう回答して頂きたいという主旨があるのですか。他の課に比べてアンケートを配布し、人数を把握して対応するということもなく、ただ単に意見公募の公募手続上に載せたって意味がないと思います。
- 委員 担当課として申し上げます。こちらは継続でやっております、24年に3,000名を対象にアンケートをやっておりますので、これは最終的な案となります。見込み参加者数については今までの過去の実績を見て出したものです。今までを見ても0とか1名とかあったものですから、10名というのも多いでしょうし。実績を基に出したものです。
- 委員 10名の意見を求めたが1名だったとしても、意見が無いなら無いでもいいのです。そこから反省が生まれ、工夫しようとする動きが始まります。
- 議長 意見公募手続に見込み数を記入するのをやめた方が良いのではないですか。出来るだけ多くもらうように努力するということで。
- 委員 結果として何名とかではなくて、出来るだけ多くの方に見てもらい、意見を上げて頂ける方策を考えていきたいとは思っています。
- 事務局 議長、パブリックコメントにつきましては、内容の熟度にもよりますが、市民の皆さんの参加数も変わってくるかと考えます。こちらの見込み参加者数については内部のみの扱いにし、外部には出さない方向にしたいと考えます。
- 議長 出来るだけ努力するという形で、よろしいですか。ただ少なくてもいいということではないですよ。出来るだけ多くの人から意見を頂けるようにしなくてはいけない。意見公募の数が多すぎるのでしょうか。ややルーチンワーク的なもので、本当に

意見を聞きたいものに絞ってやるべきです。

色々課題があります。改善されてはいますが、実施予定については以上でよろしいでしょうか。

全体通して何かご意見はありますか。

全体を通してのまとめとしては、前半の議題も含めて、やはり市民参加条例がある以上、市民の方が出来るだけ意見を出しやすい環境を整えるということを次の目標にしていきましょう。

ホームページの修正や広報の形とかも含めて、行っていく必要があります。関係部署の方も努力してもらおうということです。

パブコメはやればいいというものではないので、これは実質的な参加が達成されるような方法を取らなければ駄目です。

そういう意味では、委員会の方が意見を言おうとしている人が集まるので、委員会を選択するか意見公募にするかです。

意見公募は正直自分が関係しているものをみても、そんなに意見は出ません。相当争点になっていて組織的な動きがあるとまた別ですが、ごく普通に市民から意見を募集する場合は、意見が来るものは少ないです。それが結果だと思えます。次回はいつになりますか。

事務局 中間報告をさせて頂く時期となりますので、10月以降となります。

議長 議事はおわりました、その他は無いということで、事務局にお返しします。

事務局 お手元に審議会の運営状況というものがございしますが、審議会の内容についてまとめてございますので、ご確認いただければということで、御理解頂きたいと思えます。

その他ないようでしたら、第1回市民参加推進委員会を終了させて頂きたいと思えます。本日はありがとうございました。

平成25年7月5日に行われた印西市市民参加推進委員会の会議録は、事実と相違ないので、これを承認する。

平成25年8月 日

会議録署名委員_____